

日本学生支援機構寄附金事業
**「JASSO 支援金」の
ご案内**

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業を実施しています。

自然災害等により居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

JASSO 支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

2019年3月1日

目次

申請要項	・・・	1～8
Q&A	・・・	9～12
様式	・・・	13～22

「JASSO 支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）
※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 支援金」の振込み
日本人学生（JASSO ⇒ 学生）
外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請要項

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生又は生徒（以下「学生等」という。）が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金の支給を行う。

2. 申請資格

次の全てに該当する人。

- (1) 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程のうち、日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金貸与及び給付対象校・対象学科に在学中の学生等（外国人留学生を含む。）
- (2) 自然災害等の発生により、学生本人が現に通学のために居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。
 - ※ 本機構奨学金の貸与及び給付対象外の課程に在学中の人、科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。
 - ※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外とする。
 - ※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。
 - ※ 同一の災害につき、申請は1回とする。
 - ※ 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

3. 支給額

10万円（返還不要）

4. 受付期間

学校は、自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中に推薦する。（例えば、罹災が1月中の場合は、同年4月30日（消印有効）が受付期限となる。）

5. 申請書類の作成から支援金支給までの手続き

学生等は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦する。

申請書や推薦様式等は、下記の本機構ホームページからダウンロードすること。

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

※ 本人及び学校から提出された書類については、支給の取り消し及び取り下げとなった場合を含め返却しない。

(1) 申請者が日本人学生の場合（外国人留学生以外の外国籍の学生等も含む。）

1) **学生** 申請書類の作成

支援金の支給を希望する日本人学生等は、P.3 から P.4 の「提出書類一覧」の①から③の書類を揃えて在学する学校に提出する。

2) **学校** 申請資格の確認

学校担当者は、P.1 「2. 申請資格」を読み、学生等が申請資格を満たしているかどうかを確認する。

3) **学校** 提出書類の作成・確認

申請資格を満たしている場合、学校担当者は P.3 から P.4 の「提出書類一覧」の①から④の書類について作成・確認する。推薦は、本機構理事長宛てに学校長名で行う。

なお、書類④については、ホームページからのデータ送信と、書類の郵送の両方が必要となるので、注意すること。

4) **学校** 本機構への推薦（郵送）

学校担当者は、3)【学校】推薦書類の作成・確認で作成・確認した書類①から④を本機構宛に郵送する。

書類の送付先については、8. 関係書類の送付先及び照会先を参照。

※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。

<提出書類一覧（日本人学生用）>

	書類名	作成方法・注意事項
①	「様式1_申請書：日本人学生用」	<p>(1) 学生 本機構ホームページより様式1 (PDF) をダウンロードして必要事項を記入し、学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 学生から提出された申請書の記入内容に誤りがないかを確認する。特に、<u>申請書の罹災住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</u></p>
②	<p><床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合> 罹災証明書（コピー可） ※1。 罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー ※2。</p>	<p>(1) 学生 罹災証明書を取得し、学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 罹災証明書の罹災住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p> <p>※1 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。</p> <p>※2 <u>市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書を学校経由で提出すること。</u> 床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</p>
	<p><長期避難の場合> 自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）</p>	<p>(1) 学生 長期避難を証明する書類を学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 長期避難を証明する書類となっているか、罹災住所が学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であるかを確認する。</p>

	書類名	作成方法・注意事項
③	<p>支援金の振込みを希望する口座の名義人及び口座番号がわかる通帳等のコピー</p>	<p>(1) 学生 下記振込口座の条件を満たした口座の通帳等のコピーを学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 学生が希望している振込口座が、下記の条件を満たしているかどうかを確認する。</p> <p><振込口座の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（学生）名義の普通口座のみとする。 ・次の金融機関等を取り扱わない。 <p>農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。
④	<p>「様式2_学校担当者用推薦様式（日本人学生用）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「様式2_推薦書：日本人学生 学校担当者用」 ・「様式2 - 別紙_申請者一覧」 	<p>学校</p> <p>(1) 本機構ホームページ画面から以下の様式をダウンロードする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「様式2_学校担当者用推薦様式（日本人学生用）」(Excel) <p>(2) 様式2 推薦書と別紙の2つのシートに必要事項を入力する。</p> <p>(3) <u>ファイル名を「学校番号（6桁） + nihonsuisen + 日付（4桁）」に変更して</u>、本機構ホームページ画面から送信する。なお、送信の際は、エクセル形式のままで送信する。（送信データは、暗号化された通信（SSL）で保護される。）</p> <p>(4) 様式2 推薦書と別紙を印刷し、推薦書に学校長印を押印する。</p>

5) **学校** 申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果について次の書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

6) **JASSO** 支援金の振込

本機構は、審査結果を通知後、申請書に記載された本人名義の口座に支援金を振込む。

(2) 申請者が外国人留学生の場合

1) **学生** 書類の提出

支援金の支給を希望する外国人留学生は、P.6からP.7の「提出書類一覧」の①の書類を在学する学校に提出する。

2) **学校** 申請資格の確認

学校担当者はP.1「2. 申請資格」を読み、学生等が申請資格を満たしているかどうかを確認する。

3) **学校** 提出書類の作成・確認

申請資格を満たしている場合、学校担当者はP.6からP.7の「提出書類一覧」の①から④の書類について作成・確認する。推薦は、本機構理事長宛てに学校長名で行う。

なお、書類②については、ホームページからのデータ送信と、書類の郵送の両方が必要となるので、注意すること。

4) **学校** 本機構への推薦（郵送）

学校担当者は、3)【学校】提出書類の作成・確認で作成・確認した書類①から④を、本機構宛に郵送する。

書類の送付先については、8. 関係書類の送付先及び照会先を参照。

※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。

<提出書類一覧（外国人留学生用）>

	書類名	作成方法・注意事項
①	<p><床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合> 罹災証明書（コピー可） ※1。 罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー※2。</p>	<p>(1) 学生 罹災証明書を取得し、学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 罹災住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p> <p>※1 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。</p> <p>※2 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書を学校経由で提出すること。</p> <p>床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</p>
	<p><長期避難の場合> 自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）</p>	<p>(1) 学生 長期避難を証明する書類を学校に提出する。</p> <p>(2) 学校 長期避難を証明する書類となっているか、罹災住所が学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p>
②	<p>「様式3_学校担当者用推薦様式（外国人留学生用）」</p>	<p>学校</p> <p>(1) 本機構ホームページ画面から以下の様式をダウンロードする。 ・「学校担当者用推薦様式（外国人留学生用）」(Excel)</p> <p>(2) 様式3推薦書と別紙の2つのシートに必要な事項を入力する。</p>

②	<p>・「様式3_推薦書：外国人留学生 学校担当者用」</p> <p>・「様式3 - 別紙_申請者一覧」</p>	<p>(3) <u>ファイル名を「学校番号 (6 桁) + ryugakusuisen + 日付 (4 桁)」に変更して、本機構ホームページ画面から送信する。</u></p> <p>なお、送信の際は、エクセル形式のままで送信する。(送信データは、暗号化された通信 (SSL) で保護される。)</p> <p>(4) 様式3 推薦書と別紙を印刷し、推薦書に学校長印を押印する。</p>
③	<p>「様式4_申請書・委任状：外国人留学生用」</p>	<p>様式4 は、「学校担当者用推薦様式 (外国人留学生用)」(Excel) のファイルに保存されている。</p> <p>(1) 学校 様式4 を印刷する。</p> <p>(2) 学生 <u>申請を希望する外国人留学生本人が氏名を自署する。</u></p> <p>※氏名欄以外は学校担当者が記入しても良い。</p>
④	<p>「様式5_振込口座届 (外国人留学生 学校担当者用)」</p>	<p>学校</p> <p>本機構ホームページより様式5をダウンロードし、下記の条件を満たす口座の必要事項を記入する。</p> <p><振込口座の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校長名義の普通口座のみとする。</u> ・ <u>次の金融機関等是不取り扱わない。</u> 農協、外資系銀行、ネットバンク等 (新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等) ・ <u>インターネット支店、一定期間取引がない口座 (休眠口座) は不可。</u>

5) **学校** 申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果について次の書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

6) **学校** 支給対象者への支援金の支給

支給対象者に対しては、本機構から「様式5_振込口座届（外国人留学生 学校担当者用）」に記載のあった学校長名義の口座に支援金を振込むので、学校から支給対象者へ支援金を支給すること。

7) **学校** **学生** 「様式6_受領報告書（外国人留学生）」の提出

学校担当者は、支給対象者に支援金を支給した際、本機構から送付する「様式6_受領報告書（外国人留学生）」に受領者本人のサインを得ること。同報告書については、原則として、「JASSO 支援金の申請結果について」（学校用）別紙に記載されている振込予定日より1ヶ月以内に本機構へ提出すること。

6. 支給の取消し

本機構は次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、大学等の長を通じて全額を返納させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。
- (2) 支給対象者として適切でないと判断したとき。

7. その他

- (1) 後日提出を約束した罹災証明書の提出がない場合、あるいは、その内容が申請資格を満たしていない場合、口座番号不一致や書類不備に関する照会に対し期限までに回答がなかった等の場合は、申請を無効とする。
- (2) 災害の規模や状況により、支給時期、支給額等の変更が生じる場合がある。
- (3) 支援内容の検討のため、学校及び支給者にアンケートへの協力をお願いしている。学校担当者用アンケートは、本機構ホームページからも回答可能。

8. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課 JASSO 支援金担当

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

電話：03-6743-6011 FAX：03-6743-6662

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

JASSO 支援金に関するQ & A

【Q 1】 申請はいつまで受け付けられますか。

- A 1. 自然災害等が発生した月の翌月から数えて、3か月を超えない期間内に学校から本機構に推薦書類が到着する必要があります。例えば、罹災が1月中の場合は、同年4月30日（消印有効）が受付期限となります。

【Q 2】 JASSO 支援金は、返還の必要がありますか。

- A 2. JASSO 支援金は、返還の必要はありません。

【Q 3】 JASSO 支援金と奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金・給付奨学金）を共に受けることはできますか。

- A 3. それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えば共に受けることは可能です。

【Q 4】 現在日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていますが、JASSO 支援金の給付を受けると貸与総額が変わりますか。

- A 4. 貸与中の奨学金とは関係ありませんので、貸与総額が変わることはありません。

【Q 5】 日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていません。JASSO 支援金を申請できますか。

- A 5. 申請できます。申請資格を満たせば、奨学金の貸与及び給付を受けていない学生・生徒も申請できます。

【Q 6】 他の団体の奨学金や災害支援を受けています。申請できますか。

- A 6. 申請できます。

【Q 7】 入学前の罹災を理由に申請できますか。

- A 7. 申請できません。在学中の罹災のみ対象となります。

【Q 8】 現在、休学していますが、申請できますか。

- A 8. 休学中の罹災については申請できませんが、罹災後に休学した場合は申請できます。

【Q 9】 海外留学中ですが申請できますか。

- A 9. 原則的には申請できません。ただし、短期の留学のため、生活の本拠として居住している日本国内の住宅から一時的に離れている場合は申請可能です。

- 【Q10】 成績不振のため、現在留年中ですが、申請できますか。**
- A 10. 申請できません。成績不振による留年中の罹災、あるいは留年中は申請できません。
- 【Q11】 現在は留年していませんが、成績不振のため、卒業延期が決まっています。申請できますか。**
- A 11. 申請できません。成績不振による留年と同様とみなします。
- 【Q12】 すでに卒業していますが、在学中の罹災について申請できますか。**
- A 12. 申請できません。推薦時に、日本国内の本機構奨学金貸与及び給付対象校に在学している必要があります。
- 【Q13】 通信教育課程所属の学生は申請できますか。**
- A 13. 通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程）及び放送大学全科履修課程に在学している学生は申請できます。
- 【Q14】 現在、専攻科に属している者は、申請できますか。**
- A 14. 本機構の奨学金の貸与及び給付対象の専攻科であれば、申請できます。
- 【Q15】 学生が生活の本拠として居住している住宅ではなく、当該学生の家計支持者が居住もしくは商売を営んでいる住宅が罹災し全壊した場合は申請できますか。**
- A 15. 申請できません。学生が生活の本拠として居住している日本国内の住宅が罹災した場合に限ります。
- 【Q16】 住民登録をしていない場合や、借家、下宿でも対象となりますか。**
- A 16. 住民登録がない場合でも、学生生活の本拠として居住する住宅であれば対象となります。また、借家や下宿でも対象となります。
- 【Q17】 研修のため一時的に住んでいた住宅で罹災しましたが、対象となりますか。**
- A 17. 研修・アルバイト等による一時的な住宅は、学生生活の本拠として日常的に使用している住宅とはいえないため、対象外です。
- 【Q18】 自然災害以外でも対象となりますか。**
- A 18. 罹災の原因は、事故等、人的な災害も対象となります。
- 【Q19】 罹災事由が異なる場合は、同じ学生でも複数回申請できますか。**
- A 19. 同一の災害による支給は 1 回のみですが、罹災の原因となった自然災害等が

異なる場合は、改めて申請できます。

【Q20】 支援金の振込口座にゆうちょ銀行の口座を使用したいのですが、「様式1_申請書：日本人学生用」の支店名と口座番号にはどの番号を記載すればよいですか。

A20. ゆうちょ銀行の通帳に、「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」とある店名と口座番号をご記入ください。

【Q21】 学校ごとに推薦人数の制限はありますか。

A21. 制限はありません。申請資格を満たす学生等は全員、申請・推薦してください。

【Q22】 罹災証明書の取得に時間がかかります。罹災証明書がなくても、申請できますか。

A22. 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）を添付して申請することができます。ただし、追って罹災証明書を提出する必要があります。罹災証明書の提出があったものから JASSO 支援金の振込みを行います。

なお、罹災証明書は、全壊・半壊・床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものが必要です。断水・停電理由の罹災証明書は対象外です。

【Q23】 罹災証明書に、「全壊・半壊・全焼・半焼失等」の罹災の程度の記載がない場合はどうすればよいですか。

A23. 自然災害による罹災の場合、罹災証明書には住宅の罹災の程度を記載することになっていますので、住宅についての被害の程度を必ず記載してもらってください。

火災の場合で罹災証明書に「全焼・半焼失」の記載がない場合は、罹災証明書に加え、「全焼・半焼失」がわかる書類（火災保険会社による損害状況の確認書類などの写し）を添付してください。自己申告は認められません。

【Q24】 「自然災害等による長期避難の場合」を証明する書類は何を提出すればよいですか。

A24. 自治体の指示による住居への立入禁止の危険な状態が1か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料を提出してください。自己申告は認められません。

【Q25】 申請書の罹災住所と学校の管理簿に記された届出住所が一致しませんでし

た。申請できますか。

A25. 申請できません。申請書の罹災住所と学校の管理簿上の届出住所は同一である必要があります。

【Q26】 「様式 4_申請書・委任状：外国人留学生用」にある、学部・学科・研究科名、学籍番号、学年、罹災住所、氏名は全て留学生が記入する必要がありますか。

A26. 学部・学科・研究科名、学籍番号、学年、罹災住所については、学校担当者が記入してもかまいません。ただし、氏名だけは必ず留学生に記入してもらってください。

【Q27】 申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。

A27. 返送書類受領後、原則として、1 ヶ月以内に再提出してください。期限までに回答がなかったり、再提出の書類に不備があった場合は申請が無効になることがあります。

【Q28】 罹災証明書の記載内容が申請資格を満たさなかったため、申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか。

A28. 取下げたい該当者の氏名等を記載し、学校長印が押印された「申請取下げ依頼」（様式任意）を提出してください。

【Q29】 申請後、何日後に支給されますか。

A29. 災害の状況、申請者の人数により異なります。支給日は学校を通じてお知らせします。

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えて JASSO 支援金の支給を申請します。

学校名			
学部・学科・研究科名			
学籍番号		学年	年
氏名（自署）			
罹災住所			
罹災日			
罹災事由			
罹災状況	全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水・長期避難		
連絡先電話番号			
振込口座 ・学生本人名義の普通預金口座に限ります。 ・以下の金融機関は取扱いをしていません。 農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等） ・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。	金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	
	支店名	支店	
	口座番号		
	口座名義（カナ）		
備考			

【添付書類】

- ・罹災証明書（コピー可）、罹災証明書がすぐに発行されない場合は市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー

※ ご記入いただいた情報は、JASSO 支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」推薦書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

学校名 _____
学(校)長 _____ 公印

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていることを確認した者 _____ 名を別紙の申請者一覧のとおり推薦します。

【確認事項】

- ・申請者は、日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付対象学科に在学中であり、入学前及び休学中に発生した災害についての申請ではない。
- ・申請者は、学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅について半壊以上の被害を受けた、又は自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
- ・申請者は、学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等であり、成績不振による留年中の災害および申請ではない。
- ・申請者の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一である。

学校事務連絡担当者

部署名： _____

氏名： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

メールアドレス： _____

学校番号					区分	
					-	

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」推薦書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

学校名

学(校)長

公印

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていることを確認した者 _____ 名について、別紙の申請者一覧のとおり推薦します。
JASSO支援金の支給は、振込口座届に記載の学(校)長名義の口座に振込みを依頼します。

【確認事項】

- ・申請者は、日本学生支援機構の奨学金の貸与対象学科に在学中であり、入学前および休学期中に発生した災害についての申請ではない。
- ・申請者は、学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅について半壊以上の被害を受けた、または自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
- ・申請者は、学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等であり、成績不振による留年中の災害および申請ではない。
- ・申請者の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所(学校届出住所)と同一である。

学校事務連絡担当者

部署名:

氏名:

電話番号:

FAX番号:

メールアドレス:

学校番号					区分		
					-		

(様式3 - 別紙_申請者一覧)

学校番号	区分	学校名	
		人数	名

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年 氏名 (アルファベット)	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災状況
	罹災証明書	罹災証明書の申請書類一式								
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

記入例(様式3 - 別紙_申請者一覧)

学校番号	区分	学校名	JASSO大学
1 0 2 3 4 5 - 0 1		人数	2名

推薦書(様式3)に入力したものが反映されます。

ブルダウンで下記の中から選択してください。
 「台風」(以下は台風を除く)
 「暴風・突風・竜巻」「地震」
 「大雪」「落雷」「噴火」「その他」

通番	添付書類 罹災証明書の申請書類一式	学部・学科・研究科名	学籍番号	学年氏名(アルファベット)	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由 ※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。	罹災状況
1	○	▲▲学部▲▲▲▲学科	FG1111111	2年 ●●●●●●●●	△△△△△ △△△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月14日	台風	半壊
2	○	大学院修士課程△△研究科	Y14A1234	M2年 ●●●●●●●●	△△△△ △△△△△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月20日	落雷	半焼失
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

ブルダウンで学年を選択してください。
 なお、大学院修士課程の場合はM1～M3、博士課程の場合はD1～D4から選択してください。

学生から提出された証明書類により、「罹災証明書類一式」の申請書類一式に○をしておいてください。

西暦年月日(年/月/日)で入力してください。
 例: 2014/10/05と入力
 →2014年10月5日と表示されます。

ブルダウンで下記の中から選択してください。
 「全壊」「半壊」
 「全焼」「半焼」
 「全流出」「半流出」
 「全埋没」「半埋没」
 「床上浸水」
 「長期避難」

年 月 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請書・委任状

学校番号					区分	
					-	

_____ 名 学校名： _____

事務担当者氏名： _____ 印

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請要項に基づき、JASSO支援金の支給を申請いたします。
なお、JASSO支援金の受領及び返納方について、学（校）長 _____ 氏に委任します。

通番	学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	罹災住所	氏名（アルファベット） ※自署
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」振込口座届

学校名 _____

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」について、下記口座へ振込みを依頼します。

振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合
	支店名	支店
	口座番号	
	口座名義 (漢字)	
	口座名義 (カナ)	

- ※ 学(校)長名義の普通口座に限ります。
- ※ 農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等)の金融機関は取扱いをしていません。
- ※ 該当する金融機関種別(銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合)に○を付してください。

学校番号					区分		
					-		

年 月 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」受領報告書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

JASSO支援金の支給決定者が、支援金(10万円)を以下のとおり受領いたしましたので報告いたします。

学校名：

担当者氏名：

印

学校番号：

区分	学部・学科・ 研究科名	学籍番号	学年	氏名(アルファベット)	受領年月日	受領サイン(自署)
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	